

令和4年度
事業計画

社会福祉法人

太良町社会福祉協議会



太良町社協理念

豊かな自然の中で共に

やってみよう

福祉の町づくり

目 次

社協理念	1
基本方針	4
重点事項	5
I. 地域福祉活動部門	
1. 相談・個別支援・地域支援	6
①「生活のお困りごと相談所」の開設	
②生活困窮者の発見に向けた取り組み	
③コミュニティソーシャルワークの機能強化	
④「認知症のお困り事相談所」の開設	
⑤「太良町ひきこもり相談所」の設置	
⑥行政・社協現場レベル管理職等定例会議	
2. 住民生活の支援	7
①子育て相互支援事業	
②移送サービス事業	
③家族介護者支援事業	
④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	
⑤高齢者生活管理指導員派遣事業	
⑥就労習慣づくり支援事業「めばえ」	
⑦福祉機器貸出事業	
⑧災害援護事業	
⑨福祉資金貸付事業	
⑩生活福祉資金の活用と償還指導（事業主体；佐賀県社協）	
⑪しおさい館学習会（学習支援事業）	
⑫じーばの仲間クラブ	
⑬認知症総合支援事業	
⑭高齢者の「働きの場」創設事業（シニアマスター事業）の運営と検討会の実施	
⑮透析治療と向き合う当事者の会の設置	
⑯財産管理等委任契約	
⑰緊急生活支援事業	
3. 住民生活向上の支援	10
①生きがい対応型デイサービス	
②一人暮らし高齢者お楽しみ会	
③一般介護予防教室事業	
④障がい者ふれあい研修会	
⑤サロンしおさい	
⑥手話講座の開催	
⑦サンタがおうちにやってくる事業	
⑧ふれあいバスの運行事業	

⑨ふれあい・いきいきサロン事業の支援	
⑩太良町元気で長生き・イキイキとした幸せのまちづくり事業(生活支援体制整備事業)	
4. 団体の育成支援	13
①地域福祉活動助成金制度	
②地域福祉活動支援・育成事業	
5. 福祉意識改革・教育	14
①活動者に対する具体的な支援	
②学校ボランティアへの支援	
③災害救援ボランティアセンター事業	
④ボランティア連絡協議会に対する支援活動	
⑤第18回太良町社会福祉大会の実施	
6. 募金等の活動	15
①共同募金活動及び事務処理・管理・運営	
②ポストショップ運営事業	
③太良町支会としての赤い羽根共同募金活動	
④24時間テレビチャリティー募金活動	
⑤日本赤十字社佐賀県支部太良町分区	
7. 福祉関連団体への支援等	16
①戦没者遺族会への支援	
②太良町民生委員児童委員協議会への支援	
③太良町老人クラブ連合会への協力	
II. 経営部門	
1. 介護保険法関連介護サービス事業	16
①総合事業(第1号通所事業・通所型自立サービス)の実施	
②総合事業(第1号訪問事業・訪問型サービスB)の実施	
2. しおさい館指定管理事業	17
①サービスの質の充実	
②しおさい館PR活動	
③しおさい館管理運営	
3. シルバー人材センター事業	18
III. 法人運営部門	
1. 法人組織の管理と運営	18
①役員及び評議員等の選任と会議の開催	
②役職員等の研修会開催	
③自主財源の安定的な確保	
④社会福祉法人制度改革への対応	
⑤会計及び庶務業務の円滑な遂行	
⑥福祉推進員の活用	
2. 法人組織の広報・啓発	19

1. 基本方針

我が国の社会保障制度は、憲法第 25 条に規定する生存権に基づく最低限度の生活の保障という考えの下、支援対象者の属性やリスクの最大公約数を制度化し、全国一律にトップダウンで網をかけ、専門的支援を提供することによって、量的拡大と質的發展を実現してきた。しかしその一方で、家族や生活形態、社会関係、経済状況はますます複雑多様化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスク（社会的孤立、ダブルケア、8050 問題など）は、個別性や複合性が極めて高く、対象者別に「縦割り」で構築されている現行制度の下では、個々のニーズへの対応に苦慮することも多々ある。

要支援者を全人的に捉え、そこに発生する複雑で多様化したニーズに応じて支援する「地域共生社会」を実現するには、住民一人ひとりが持つ価値観と地域の多様性を認めあい、人と人、人と社会がつながり支え合うための新たな取り組みが求められている。この取り組みこそが、憲法第 13 条に基づく福祉サービスを必要としている人の幸福追求権の具現化への支援であり、質の高い生活（QOL の向上）、自己実現への支援である。

このため、国においては「①相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する『重層的支援体制整備事業』の創設等を包含した「改正社会福祉法」が昨年 4 月に施行された。『重層的支援体制整備事業』は、「属性を問わない相談支援」、「多機関協働による支援」、「アウトリーチを重視した継続的支援」、「地域の社会資源を活用した社会との繋がりづくり」、「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保」等を行うこととされている。

本会では、「お困りごと相談所【属性を問わない相談支援】」から地域課題を発掘し、「行政や医療・福祉等関係機関、ボランティア活動者等と解決策を協議し、支援に繋げる【多機関協働による支援】」、要支援者のもとに出向いて実態を把握し改善策を模索する【アウトリーチ等を通じた継続的支援】、「ふれあいサロンの拡充、引きこもり世帯や生活困窮世帯への継続的支援【地域の社会資源を活用した社会との繋がりづくり】」に注力してきた。また、「誰も排除しないという意識の涵養のため、福祉教育のプログラム化による学校との連携【世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保】」にも積極的に取り組んできた。これはまさに、「改正社会福祉法」が期待する内容に合致するものである。

社会福祉協議会の使命は、誰もが支え合い、安心して暮らすことができる「共に生きる豊かな地域社会」づくりの推進である。新型コロナウイルス感染症の収束が見い出せず、多方面にわたり活動が制約される中であっても、創意工夫と改善を重ねることによって、従前より本会が取り組んできた事業を更に練り上げていく必要がある。

この使命を達成するため①誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスへの支援、②地域住民及び行政・福祉団体・関係者の協働による包括的な支援体制の実施、③地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出、④持続可能で責任ある自立した組織経営の強化、以上の 4 項目を基本方針とし、『豊かな自然の中で共にやってみよう福祉の町づくり』という基本理念の実現のため、令和 4 年度は事業を展開する。

2. 重点事項

1) 重層的支援体制整備事業（包括的な支援体制構築）

I 包括的相談支援事業

- ・属性や年代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化、複合化した課題には適切に多機関協働事業につなぐ
- ・積極的なアウトリーチによって、必要な支援が届いていない人（世帯）への関わりの方口を探り、継続的支援策を見出す

II 参加型支援事業

- ・分野ごとの支援では対応できないニーズを丁寧に把握し、支援策を講じる
- ・地域にある既存の社会資源の特性に応じた利活用を図る
- ・本人の状態や希望に沿った支援であるか否かを継続的に確認する

III 地域づくり支援事業

- ・世代や属性を超えた交流の場や居場所の整備を図る
- ・地域で活躍している人材の情報を広く収集し、事業への協力を要請する
- ・多様な地域づくりの担い手の交流の場を設け、分野を問わないプラットフォームの形成を図る

2) 災害時におけるボランティア活動

太良町との災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、平時から町当局との協力体制の確立を図り、発災時には災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティア受け入れ、並びに災害応急及び復興に関する支援を行う。

3) 新型コロナウイルス感染症への対応（収束後を見据えて）

I 基本的な感染防止策の徹底

- ・感染防止等について正しい知識を身につける
- ・地域福祉活動の担い手に、不安解消に向けた必要な情報提供を行う
- ・感染の危険箇所、場面等を確認し、必要であれば内容やプログラムを見直す
- ・体調不良時には利用自粛を周知徹底し、必要に応じて安否確認を行う
- ・ボランティア活動保険への加入

II 新型コロナ感染拡大防止に配慮した地域福祉活動・ボランティア活動の再開

- ・基本的な感染防止策を継続し、感染拡大リスクを可能な限り低減する
- ・必要に応じて連絡方法や活動内容を見直す
- ・地域住民による新たな福祉活動を模索する

I . 地域福祉活動部門

1. 相談・個別支援・地域支援

①「生活のお困り事相談所」の開設

「生活のお困り事相談所」は、住民が日常生活を営む上で、多様な要因で解決方法を見いだせず困っている事案について、その原因を探り、相談者に寄り添いながら、また、住民相互の支え合う力の活用・関連機関との連携・或いは新しいサービスや仕組みを構築しながら解決策を見つけ、日常生活の改善に寄与することを目的とする。

【主な取り組み】

- ・お困り事相談員の配置
- ・お困り事相談所の周知活動
- ・解決に向けた地域や他機関等との連携（お困り事解決ネットワーク）
- ・地域課題に合わせた新しい取り組み（住民活動）や制度（サービス）の構築

②生活困難者の発見に向けた取り組み

職員一人ひとりが、日常業務の中で、あるいは地域の関係機関・住民との関わりの中から、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を抱えた生活困難者を、積極的に見つけ出し、相談・支援につなげていく。

【主な取り組み】

- ・職員の課題発見能力の向上
- ・深刻化する前に生活課題を見出すための訪問活動（積極的なアウトリーチ）
- ・他機関では対応できない困難なケースへの対応

③コミュニティソーシャルワークの機能強化

社会情勢の変化に伴い、地域や世帯が抱えている問題が複雑化し、現行のサービスでは対応が難しくなっている。そのため、これらの地域課題に対し、関係する団体や地域住民と共に解決策を探り、また柔軟かつ的確に対応できるよう必要に応じて調整支援を実施する。

【主な取り組み】

- ・生活困難者を支援するため、関係者（関係機関）との連絡調整を行う「ゆたたりネットワーク会議」を開催
- ・地域が抱える生活課題を住民との話し合いの中から解決する「やってみゅう“き”地域座談会」を開催
- ・地区住民相互支援活動計画（〇〇地区やってみゅう“き”活動計画）の策定と支援

④「認知症のお困り事相談所」の設置。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、まず認知症が原因で生活の弊害となっている事項を相談の中から明確にし、問題解決を図る際は、関係機関と緊密に連絡調整を行い、当該認知症高齢者とその家族や近隣住民を支援する。

更に、認知症高齢者が地域で安心して暮らすために必要な地域課題にも目を向け、判断能力が低下した高齢者等であっても生活できる地域づくりを目指す。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・支援を要する高齢者の早期把握と対応
- ・認知症高齢者が円滑にサービスを受けられるよう関係機関とのネットワークを構築
- ・認知症ケアに携わる多職種協働のための研修を実施
- ・地域課題に対し関係機関や地域住民と連携し、必要に応じ取り組み等を検討・実施

⑤「太良町ひきこもり相談所」の設置

ひきこもり等で悩む世帯の秘匿性に鑑み、「太良町ひきこもり相談所」を開設し、個々のケースに応じて関係機関と連携しながら解決方法を考える。

【状況に応じた取り組み】

- ・ひきこもり等で悩む世帯と関り続けるための関係者ネットワーク会議
- ・ひきこもり等で悩む世帯の家族の会の設置

⑥行政・社協現場レベル管理職等定例会議

今後、超高齢社会に伴う地域構造の変化から派生する地域の課題に対応するためには「地域共生社会の実現」が重要となり、これまで以上に行政と社協が協働する場面が増えてくると予想される。そのため、地域の課題を共有し、解決策を検討することを目的に行政と社協の現場レベルの管理職が集まったの定例会議を開催する。

2. 住民生活の支援

①子育て相互支援事業

- ・協力会員（ボランティア）が『子供を一時的に預かる』等の活動（有料）。
- ・子育て中の親子を対象とした『木曜日のぼっかばか広場』の実施。

②移送サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、通院等の移動を支援する。

③家族介護者支援事業

在宅で介護している方を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流とリフレッシュの機会を作る。

(具体的な内容)

いきぬきサロン (同日開催：サロンしおさい)	開催日 毎月第1土曜日 目的 当事者同士の相互交流を図る
家族介護者交流事業	開催 年2回(日帰り・1泊旅行、各1回) 目的 在宅介護者の心身のリフレッシュ

④日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

本来、本人にとって日常生活を送るために必要と思われる医療や福祉サービス等を認知症、知的障害、精神障害を発症しているために適切に利用できない方に対し、本人の意思決定(権利擁護)を支援しつつ福祉サービス等の情報提供・利用契約・金銭管理・支払い等を代行する事業

【事業が果たしている役割】

- ・本人の意思決定を支援する役割
- ・複合的に生活課題を解決し、権利擁護を図る役割
- ・成年後見制度等の権利擁護支援への入り口としての役割
- ・地域のネットワークをつくる役割

⑤高齢者生活管理指導員派遣事業

介護保険非該当の高齢者等を対象に、対象者の日常生活に対する指導・支援を行い要介護状態への進行を予防するため、生活管理指導員を派遣する事業。

⑥就労習慣づくり支援事業「めばえ」

町内には障害や長期に亘る引きこもり、コミュニケーション力が低いこと等が原因で、就職できず将来に不安を抱えている住民がいる。それらの住民を対象に、公的な就労支援事業に移行する前段階(習慣性のめばえ)の支援を行う。

⑦福祉機器貸出事業

介護保険を利用していない高齢者や障害者世帯等を対象に、短期的にギャジベッド並びに車椅子を貸し出す事業。

⑧災害援護事業

町内在住の世帯で、自宅の火災によって全焼と判断された場合に、見舞金を支給する事業。

⑨福祉資金貸付事業

町内に在住する低所得者で、生活を維持するために必要な資金を、規定の範囲内で貸付ける事業。

⑩生活福祉資金の活用と償還指導（事業主体；佐賀県社協）

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯等の自立更生を促すため、佐賀県社協が運営する生活福祉資金貸付制度の利用窓口としての役割を果す。

資金貸付後は、担当民生委員と協力して支援や指導を行い、滞納者に対しては自宅訪問や面接等を実施し償還を促す。

⑪しおさい館学習会（学習支援事業）

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、家庭の経済的事情により、十分な学習意欲を持っているものの、学習塾や家庭教師等による受験対策の機会が望めない生徒に学習の機会を提供し、貧困の連鎖防止の一助とすることを目的に高校入試受検直前の中学3年生を対象に実施する。

⑫じーばの仲人クラブ

昨今の急激な未婚化、晩婚化により結婚適齢期の独身者が増え、人口減少の大きな要因となっている。高齢者に、その豊富な人生経験と知恵を活かして、それぞれの希望・条件に叶った男女を紹介し、個別に出会いの場を設けて縁結びをしてもらうことが最善の方法と考え、町老人クラブ連合会に依頼する。高齢者にとっても、生きがいづくりとなることを期待する。

⑬認知症総合支援事業

【認知症地域支援推進員の取り組み】

- ・認知症サポーター養成講座を開催し「認知症サポーター」を育成する。
- ・認知症の人の早期発見・早期対応のため地域包括支援センターや関係機関間のネットワークの中で認知症疾患医療センターと認知症初期集中支援チームと連携し適切な支援に繋げる。
- ・「認知症カフェ」認知症の人やその家族、支援者やサポーターなどを対象に交流の場を提供する。
- ・認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターとを結びつけるためのチームオレンジの立ち上げと運営

⑭高齢者等の「働き場」（シニアマスター事業）の運営と検討会の実施

地域には年金が少なく低収入で生活をしている高齢者（障害者を含む）が増えている。働きたいと思っているが、高齢者等が働ける場が少ないこと、また、身体機能が低下している高齢者等の働ける場が無い等の地域の課題に対し、令和2年度に「高齢者等が働

ける場」を創設・運営することができた。今年度は、更なる「高齢者等が働ける場」の運営と機能向上を目的とした検討会を実施する。

⑮透析治療と向き合う当事者の会の設置

町内には透析治療をされている方が増え、その治療に対し負担を感じている方も多い。本会では透析治療をされている方が日頃から集まれる場を作り、互いの悩み打ちを明け、当事者同士が支え合える関係づくりのために当事者の会を設置する。

⑯財産管理等委任契約

自身の事情により一定期間、第三者による財産管理等の支援がない場合、生活の維持が困難となる方を関係機関と連携し困窮状態から脱却させるため、本会が本人の意思を確認しながら財産を管理する取り組み

【利用対象】

- ・生活困窮者自立支援制度並びに太良町福祉資金貸付制度の利用者等
- ・身体に障害があるや入院する等、身体的な理由により金融機関等へ行くことが困難な方

⑰緊急生活支援事業

低所得者等が、食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、緊急的かつ一時的な支援が必要となった場合に、生活再建を行い際の食料・ライフライン等の維持に必要な最小限度の現物を給付する事業

【主な給付内容】

- ・食料支援（500円／日程度を7日分）・ライフライン支援（滞納額の返済2か月分程度）
- ・移動支援（目的地までの切符代や100程度のガソリン代）等を含めた1回3万円を程度

3. 住民生活向上の支援

①生きがい対応型デイサービス

生きがいづくり・健康づくり・介護予防を目的とした通所サービス事業。

- ・対象⇒要介護・要支援認定非該当の方、とじこもりがちな方（高齢者）
- ・基本サービス⇒移送、バイタルチェック、食事、入浴、レクリエーションなど

【行事】（季節に応じた活動）	【介護予防】
<ul style="list-style-type: none">・ 誕生会・ 節分祭	<ul style="list-style-type: none">・ 保健棟健康機具を使った健康維持訓練・ 介護予防教室

<ul style="list-style-type: none"> 七夕祭 敬老会 クリスマス会 	<ul style="list-style-type: none"> 運動機能向上（理学療法士） 認知症予防支援（作業療法士） 口腔機能向上（歯科衛生士） 栄養改善指導（管理栄養士）
--	---

②一人暮らし高齢者お楽しみ会

75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、歳末たすけあい事業としてのお楽しみ会を、太良町民生委員児童委員協議会と共催で開催する。

③一般介護予防教室事業

町内の65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室を実施する。

- ・童謡を歌おう ⇒ 懐かしい童謡を歌い、脳の活性化やストレス解消を行なう教室
- ・絵手紙教室 ⇒ 絵手紙を描くことで脳の活性化を図る認知症予防教室
- ・筋力アップ教室 ⇒ トレーニング機器を活用し筋力アップを図る教室
- ・脳の健康教室 ⇒ 読み書きや計算、軽い運動で認知症予防を行なう教室（さくら教室 転ばん塾・元気貯金）
- ・男メシ道場⇒料理を通じた介護予防や不測の場合に備えた男性限定の料理教室
- ・デジカメ撮影塾⇒プロのカメラマンがデジカメ撮影技術を指導し趣味の充実を図る
- ・お絵描き教室⇒イラストレーターが水彩画などの描き方を指導し趣味の充実を図る
- ・音楽介護予防教室⇒大きな声で歌うことで脳が活性化し、認知症予防・介護予防等に資する

④障がい者ふれあい研修会

町内在住の身体障がい者の相互交流とふれあいを目的とした研修に対し助成する。

⑤サロンしおさい

サロンしおさいでは、地域住民が気軽に参加できる居場所であり、また、地域から孤立しがちな方、コミュニケーションが苦手な方、精神的に不安定な方等が気軽に集える居場所としても活用し、必要に応じて各種相談員が相談援助を行う。

⑥手話講座の開催

地域に住むすべての方を対象に、『聴覚障がい者に対する理解を深めること』と『手話の技術向上』を目的として手話講座を開催する。

⑦サンタがおうちにやってくる事業

商工会青年部と共に、幼児を対象に、青年部と地域のボランティアが協働して、サンタとして訪問し、プレゼントの配付や記念撮影等を通じて、子供達の「思い出づくりや

夢づくり」を叶える事業。

⑧ふれあいバスの運行事業

町内の福祉、教育関係団体等が実施する研修等を目的とした事業に対し、社会福祉協議会所有の福祉バスを活用した移動援助を行う。

⑨ふれあい・いきいきサロン事業の支援

ふれあいいきいきサロンは、民生委員・福祉推進員・ボランティア等が中心となり、地域で孤立しがちな高齢者・障がい者・子育て中の親等に、月に数回、身近な会場に集まってもらい、ゆっくりと寛ぎ、地域との関わりを維持してもらうことが目的である。本会は地域の支援者が円滑に活動できるよう育成や援助（助成等）を行う。

- ・実施に必要な情報の提供。
- ・運営に必要な経費の助成。

⑩太良町元気で長生き・イキイキとした幸せのまちづくり事業（生活支援体制整備事業）

2025年に団塊世代が後期高齢者となり本格的な超高齢化社会を迎えるため、「高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように地域づくりを行うこと、介護予防活動に取り組むことにより健康的で自立した高齢者を増やすこと」を事業の目的に掲げ、地域住民・関係機関・行政などと連携しながら、太良町の状況に合った生活支援の体制（仕組み）や地域づくりを推進している。

事業を推進するにあたり、世帯や地域の自立を促しつつ地域住民が地域の課題を我が事と捉えられるような提案と、関係者・協力者の連携を深めるために必要な、さまざまな話し合いができる場（協議の場）を提供し続ける。

ア. 地域課題解決の話し合い推進

第1層協議体

第1層協議体は、地域ケア会議・お困り事相談等から集まった生活課題を、地域住民と関係機関が集まって整理・分析し、住民が自主的に活動する相互支援の方向性を示すこと。また、必要に応じ第2層協議体と連携し、住民活動の状況を踏まえ、活動への提案を行うため話し合う（協議する）を行う組織である。

第2層協議体

第2層協議体は、校区や行政区、または地域課題の状況を踏まえながら、地域にある社会資源・協力いただく住民と、高齢者の介護予防や安心した生活を追求するための活動の実践方法を、住民の目線で話し合い（協議する）、実践していく組織である。

イ. 地域資源を活用した“元気な高齢者づくり”活動

- 元気な高齢者モデルを地域の中から紹介し、健康維持の目標を住民へ示していく。

高齢者も地域内で活躍でき、積極的に役割を果たすことができる為の機会を作り出す。

ウ. 住民の介護予防や新しい地域生活習慣に対する意識改革等を行う啓発活動

各地区や集会等へ出向き、または広報活動によって介護予防活動や将来の地域生活のあり方などについての啓発活動を実施する。

啓発活動の内容や種類について、協議体や地域包括ケアシステム研究会などの協力を得ながら開発を行う。

エ. 住民の自主的活動に対する支援

幸せの町づくりサポーターなどのボランティア活動について、研修会などを開催し、活動者の技術向上を行い、人材育成に取り組む。

地区におけるサロンなどの集まり交流する場について、新規立ち上げや運営の支援を行う。

住民活動の有料化について住民・関係機関・協議体にて話し合い、研究する。

オ. 総合事業等に関する事業展開と定着化

訪問型サービス B（活動者の確保と研修会の実施）

カ. 地域包括ケアシステムを構築する為の話し合いと実践

地域包括ケアシステム研究会への参加と協力

キ. 生活支援コーディネーターの資質向上（研修会等に参加し知識・技術の向上を図る）

4. 団体の育成支援

①地域福祉活動助成金制度

地 域 助 成	地域住民の相互支援（ゆたたりネットワーク）のための必要経費への助成を行う。 ・ 対象経費⇒燃料費・会議費・賃借料・備品購入・消耗品など。 ・ 申請対象⇒対象者が生活を行なう区を申請単位とする。
団 体 助 成	地域住民が「しあわせ」を実感するために、社会福祉協議会で必要と判断した取り組みや活動に対して助成を行う。 ・ 対象経費⇒講師謝金・燃料費・消耗品・備品など。 ・ 申請対象⇒営利を目的としない地域住民団体。

②地域福祉活動支援・育成事業

備 品 等 貸 出	地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、社会福祉協議会が所有する備品等や会場を無償で貸し出す。
-----------	--

人 材 派 遣	地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、さまざまな人的支援が必要となる。社会福祉協議会で連絡調整を行い、必要な人材を派遣する。
人 材 確 保 人 材 育 成	地域の活動者（人材）を確保するためには、意識向上と資質向上を目的とした養成事業が不可欠となる。好事例紹介する講習会や先進地視察等を実施し啓発活動を行なう。また、ホームページ等での活動紹介も積極的に実施する。 また、活動するにあたって感じている疑問点などを整理し、共通する課題を解決するための研修会などを行う。

5. 福祉意識改革・教育

1) 地域住民の福祉意識の向上を目指す。

児童生徒に対する福祉意識の向上。

町内の児童生徒の福祉に対する『興味』や『関心』を高め、将来の人材育成につなげるよう支援する。

- ・総合学習への派遣（学校に職員が出向き、福祉の学習指導をする）
- ・福祉体験学習の実施（障がい者や職員が出向き、福祉体験学習を開催する）
- ・職場体験の受入れ（社協や福祉に興味のある学生を職場体験者として受け入れる）

2) 地域住民の福祉活動を支援する（ボランティアセンター事業）。

日頃から地域でボランティア活動を行う者や団体の活動支援を行う。また、ボランティア連絡協議会の支援を行う。

①活動者に対する具体的な支援

- ・活動者に対する情報提供
- ・しおさい館ボランティア室の無料開放
- ・社会福祉協議会備品類の無料貸出し
- ・ボランティア活動者の資質向上を目的とした研修会の開催
- ・ボランティア活動の斡旋

②学校ボランティアへの支援

- ・活動資金の補助（ボランティア協力校補助金 各学校5万円上限）
- ・児童生徒にふさわしいボランティア活動の紹介。
- ・ボランティア協力校連絡会の開催

③災害救援ボランティアセンター事業

大規模災害が発生した時、地域住民が相互に助け合うことができる関係を築き、町外

からのボランティアを円滑に受け入れるため体制を作る。

- ・ 発災時における災害救援ボランティアセンターの運営
- ・ 災害救援ボランティアの募集と育成
- ・ 災害救援活動に関する訓練の実施。

④ ボランティア連絡協議会に対する支援活動

太良町ボランティア連絡協議会が自立した運営が円滑にできるよう支援を行う。

- ・ 個人会員及び団体会員の登録・あっ旋の支援
- ・ 登録済みの個人や団体間の連絡調整
- ・ ボランティア連絡協議会運営費補助

⑤ 第18回太良町社会福祉大会の実施

日頃から地域福祉の活動にご理解とご協力をいただいている方々を集め、地域の福祉的活動に関わっている方の福祉功労者表彰と、これから「地域共生社会（住民一人ひとりが持つ価値観と地域の多様性を認めあい、人與人、人と社会がつながり支え合いができるような地域づくり）」を実現するために必要な学びの場とする大会を実施する。

6. 募金等の活動

① 共同募金活動及び事務処理・管理・運営

① 赤い羽根共同募金活動 【目安額：350円】	毎年10月～12月を募金期間として全国一斉に実施される法定募金の赤い羽根共同募金運動を展開する。 (募金使途；地域福祉事業や住民団体助成金等)
② 歳末たすけあい募金活動 【目安額：100円】	毎年12月、全国一斉に実施される法定募金活動の歳末たすけあい募金を展開する。 (募金使途；1人暮らし高齢者おたのしみ会等)

② ポストショップ運営事業

家庭で不用になった衣類や雑貨等を寄附してもらい、必要とする方に廉価で販売するコーナーをしおさい館内に設置。売上金の全額を共同募金に計上し、社協の地域福祉活動の財源に充当する。

不用品（リサイクルポスト） ⇒ ポストショップにて販売
⇒ 売上金 ⇒ 佐賀県共同募金会へ募金 ⇒ 地域活動費に充当
※家庭の不用品を活動資金に変える仕組み

③ 太良町支会としての赤い羽根共同募金活動

学校ボランティアに協力を依頼し、赤い羽根共同募金の認知度向上と募金増額を目的に太良町十夜市会場で街頭募金運動を実施する。

- ・冠イベント・大会などの実施
- ・ボランティア団体等に活動資金の獲得機会を提供する（助成金公開審査会）

④ 24時間テレビチャリティー募金活動

町民（学生）のボランティア活動意識を高めることを目的に、日本テレビ主催の24時間テレビチャリティー募金活動に協力する。

⑤ 日本赤十字社佐賀県支部 太良町分区

日本赤十字社佐賀県支部太良町分区として、日赤佐賀県支部の事務を補助執行する。

- ・日赤会費募集：550円／目安額
- ・災害時見舞品（毛布・日用品）の配付
- ・災害時見舞金（火災全焼：15,000円／一世帯あたり）の支給
- ・日赤事業の広報・啓発活動
- ・災害義援金の募集受付と事務処理

7. 福祉関連団体への支援等

① 戦没者遺族会への支援

太良町遺族会運営費補助

② 太良町民生委員児童委員協議会への支援

太良町民生委員児童委員協議会の庶務を代行し、委員活動を支援する。また、行政や上部機関、専門機関などとの連絡調整を行う。

③ 太良町老人クラブ連合会への協力

太良町老人クラブ連合会の事業実施に協力し、事業などの支援を行う。

II. 経営部門

1. 介護保険法関連介護サービス事業

①総合事業（第1号通所事業・通所型独自サービス）の実施

しおさい館での入浴、食事、機能維持訓練などを通じ、自立した日常生活が持続できるように、介護予防を目的とした内容で実施する。

対象者；要支援1・要支援2・事業対象者

②総合事業（第1号訪問事業・訪問型サービスB）の実施

要支援者等の居宅において、住民ボランティア等による住民主体の自主活動として実施する。介護予防を目的とした軽度の生活援助等の多様な支援を想定。

支援の例；買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し など

対象者；要支援1・要支援2・事業対象者

2. しおさい館指定管理事業

①サービスの質の充実

しおさい館内で提供するサービスを充実させ、利用促進に向けた取り組みを行う。

- ・職員のサービス意識の徹底と接遇向上
- ・要望箱の設置

②しおさい館PR活動

しおさい館の利用者（有料入館者）を増やすためにPR活動を行う。

- ・広報誌で定期的に情報を掲載し、設置目的や施設の持つ機能を広く周知する
- ・ホームページの活用
- ・デジタルサイネージを活用し、館内行事予定・各種イベントや連絡事項を告知する
- ・夕方5時からの入館料金の割引
- ・季節に応じたイベント開催
- ・館内スピーカーにてBGMを流し、来館された方々に癒しの空間を提供する
- ・ケーブルテレビによるしおさい館体験番組等を作成してもらい、放送エリア（太良町・嬉野市・白石町・小城市の市町）住民の方々への宣伝告知を実施する

③しおさい館管理運営

しおさい館日常管理の適切かつ円滑な実施

- ・行政との緊密な連絡調整
- ・経費削減と施設不備箇所の早期発見を目的に開館前の清掃を職員で実施
- ・専門業者による定期的な建物の点検と管理
- ・利用者の安全確保と環境衛生への配慮（毎正時の浴場巡回等）
- ・感染症予防措置の実施

- ・突発的事態への迅速な対応
- ・管理運営費の節減
- ・防災訓練の実施（年間2回実施予定）
- ・福祉避難所としての機能維持
- ・経年劣化した機器の更新や修繕

3. シルバー人材センター事業

概ね60歳以上の方に、ライフスタイルに合わせた「臨時的就業またはその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と仲間づくり、地域社会の福祉の向上、活性化を目指す。

- ・新規会員（活動者）の発掘と確保
- ・シルバー人材センター利用者（団体を含む）拡大に向けた宣伝活動促進
- ・会員の適正就業の徹底
- ・会員の相互親睦を目的とした研修旅行の実施

Ⅲ. 法人運営部門

1. 法人組織の管理と運営

① 役員及び評議員等の選任と会議の開催

- ・社会福祉法、並びに定款等の規定に基づく役員及び評議員等の選任手順の徹底
- ・定款の規定に基づく理事会及び定時評議員会の開催

② 役職員等の研修会開催

- ・役員及び評議員を対象とした研修会の開催
- ・行政や上部団体等が主催する研修会に積極的に参加し、資質向上を図る

③ 自主財源の安定的な確保

- ・一般会員加入と会費納入（一世帯あたり500円/年間）の依頼
- ・賛助会費・特別会員の加入促進

・ 寄附金・会費の用途をわかりやすく広報する。

④ 社会福祉法人制度改革への対応

- ・ 社協組織の体制強化
- ・ 改正社会福祉法の遵守によるガバナンス強化
- ・ 地域における公益的な取り組みの責務

⑤ 会計および庶務業務の円滑な遂行

- ・ 事業及び予算の計画的執行
- ・ 費用対効果の検証を的確に実施し、経費節減・合理化を図る
- ・ 会議議事録、計算書類、帳票等の適正な管理・保存

⑥ 福祉推進員の活用

- ・ 町内全地区に福祉推進員を委嘱し、地区役員等と協働して地域福祉を推進してもらう
- ・ 福祉推進員の意識及び資質向上を目的に研修会を実施し、活動を支援する

2. 法人組織の広報・啓発

- ・ 機関紙 社協だより『こころ』の発行
- ・ ホームページ（インターネット）を活用した財務諸表等閲覧対象書類の公表
- ・ 各種イベント等のタイムリーな情報提供

社会福祉法人 太良町社会福祉協議会
〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地17
太良町総合福祉保健センター（しおさい館）内
TEL 0954-67-0410（代表） FAX 0954-67-1699
URL <http://www.tara-shakyo.or.jp>
E-mail info-0410@tara-shakyo.or.jp